許可基準の概要　※広告物規制地区（金華山・長良川地区）は平成23年7月1日より施行

：許可地域の基準から変更（追加）される基準

種類	項目	許可地域	広告物規制地区（金華山・長良川地区）
野立広告物（一般）	表示面積	1面が20㎡以下で、かつ、合計が40㎡以下	1面が10㎡以下で、かつ、合計が20㎡以下 禁止地域内は、1面が2㎡以下で、かつ、合計が4㎡以下
	高さ	広告塔にあっては15m以下、 広告板にあっては10m以下	10m以下 禁止地域内は、5m以下
	色彩	—	地色の彩度10以下
	その他	—	照明は、点滅及び回転灯は使用しないこと 表示面が可動式のものは、安全上必要なものを除き設置しないこと
野立広告物（自家）	表示面積	合計50㎡以下	1面が10㎡以下で、かつ、合計が20㎡以下
	高さ	15m以下	10m以下
	色彩	—	地色の彩度10以下
	その他	—	表示面が可動式のものは、安全上必要なものを除き設置しないこと
屋上広告物	個数	一の建築物につき1個 （堅固な建築物に掲示する場合を除く）	一の建築物につき1個
	表示面積	20㎡以下 （堅固な建築物に掲示する場合を除く）	20㎡以下 （堅固な建築物に掲示する場合を除く）
	高さ	地表から広告物を設置する箇所までの高さの2/3以下	地表から広告物を設置する箇所までの高さの1/3以下で、かつ、地表からの高さは、高度地区、地区計画、景観計画で定める建築物等の高さの上限を超えないこと
	色彩	—	地色の彩度10以下
	その他	建築物から横にはみ出さないこと	建築物から横にはみ出さないこと 照明は、点滅及び回転灯は使用しないこと 表示面が可動式のものは、安全上必要なものを除き設置しないこと 自家広告物に限る
壁面広告物	表示面積	30㎡以下（堅固な建築物に掲示する場合を除く）で、かつ、同一壁面に掲示される広告物の表示面積の合計が、当該同一壁面の面積の1/2以下	20㎡以下で、かつ、同一壁面に掲示される広告物の表示面積の合計が、当該同一壁面の面積の1/3以下
	色彩	—	地色の彩度10以下
	その他	窓面開口部をふさがないこと 取り付け壁面の外郭線からはみ出さないこと	窓面開口部をふさがないこと 取り付け壁面の外郭線からはみ出さないこと 照明は、点滅及び回転灯は使用しないこと 表示面が可動式のものは、安全上必要なものを除き設置しないこと
突出広告物	個数	1壁面につき1個 （堅固な建築物に掲示する場合を除く）	1壁面につき1個
	表示面積	20㎡以下 （堅固な建築物に掲示する場合を除く）	10㎡以下
	下端の高さ	歩道上にあっては地表から2.5m以上、 車道上にあっては地表から4.7m以上	歩道上にあっては地表から2.5m以上、 車道上にあっては地表から4.7m以上
	道路上への出幅	1m以下	1m以下
	色彩	—	地色の彩度10以下
	その他	壁面の上端を超えないこと	壁面の上端を超えないこと 照明は、点滅及び回転灯は使用しないこと 表示面が可動式のものは、安全上必要なものを除き設置しないこと

種類	項目	許可地域	広告物規制地区（金華山・長良川地区）
電柱類直接表示又は巻付け	個数	一の電柱の類につき1個 （同一の内容及び形状で、かつ、同一の高さに巻き付けるものについては2個まで）	一の電柱の類につき1個 （同一の内容及び形状で、かつ、同一の高さに巻き付けるものについては2個まで）
	長さ	1.8m以下	1.8m以下
	下端の高さ	地表から1.2m以上	地表から1.2m以上
	色彩	—	—
電柱類そで付け	個数	一の電柱の類につき1個	一の電柱の類につき1個
	長さ	1.2m以下	1.2m以下
	出幅	0.6m以下	0.6m以下
	下端の高さ	歩道上にあっては地表から2.5m以上、 車道上にあっては地表から4.7m以上	歩道上にあっては地表から2.5m以上、 車道上にあっては地表から4.7m以上
	色彩	—	—
	その他	—	—
アドバルーン	係留点との距離	20m以上、50m以下	設置禁止
	係留点と建築物等との水平距離	10m以上	
	その他	風圧等に耐えるよう縄等でしっかり固定すること	
備考	禁止地域内における自家広告物は、すべての表示面積の合計が50㎡以下であること		

参考：色彩について

【マンセル表色系とマンセル値】
日本工業規格JIS Z8721に規定する色彩を表すための尺度の一つで、一つの色彩を「色相」、「明度」、「彩度」の3つの尺度の組合せによって色彩を表現します。

【色相】
いろあいを表します。R（赤）、Y（黄）、G（緑）、B（青）、P（紫）、YR（黄赤）、GY（黄緑）、BG（青緑）、PB（青紫）、RP（赤紫）の10の基本色の頭文字をとったアルファベットとその度合いを示す0から10までの数字を組み合わせ、10R、5Yなどのように表記します。

【明度】
明るさを0から10までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど、数値が大きくなります。

【彩度】
色の鮮やかさを0から14までの数値で表します。地味な色ほど数値が小さく、鮮やかな色ほど数値が大きくなります。白、黒、グレーなどの無彩色の彩度は0となり、「N」（ニュートラル）と表現します。最も鮮やかな彩度値は色相によって異なり、R、YR系などは14程度、BG、Bなどは8程度です。

広告物規制地区における屋外広告物の色彩許可基準

広告物の地色として使用できる色彩の例

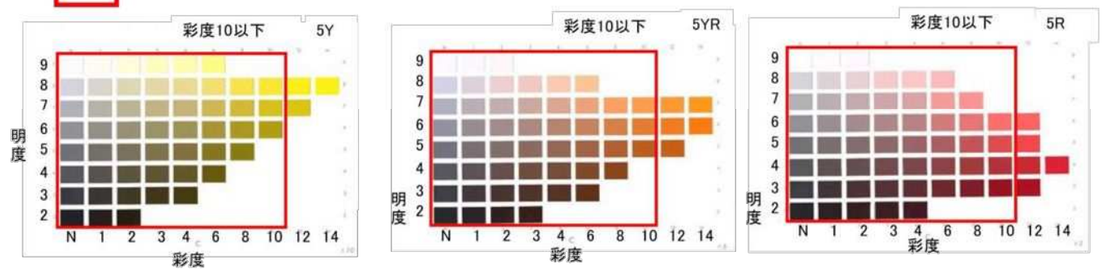

〒500-8701　岐阜市司町40番地1　岐阜市役所まちづくり推進部官民連携まちづくり課 電話058-265-3985